

第二百七回国 参議院議院運営委員会會議録第四号

令和三年十二月二十日(月曜日)

午後三時三十五分開会

委員の異動

十二月十七日

辞任 佐藤 啓君

補欠選任 中西 哲君

本田 顕子君

上野 通子君

塩田 博昭君

山本 香苗君

十二月二十日

辞任 上野 通子君

補欠選任 本田 顕子君

山本 香苗君

塩田 博昭君

出席者は左のとおり。

委員長 福岡 資麿君

理事 江島 潔君

高野光二郎君

舞立 昇治君

野田 国義君

吉川 沙織君

河野 義博君

浜野 喜史君

東 徹君

倉林 明子君

朝日健太郎君

石井 浩郎君

清水 真人君

自見はなこ君

竹内 功君

中西 哲君

本田 顕子君

松川 るい君

長浜 博行君

宮口 治子君

横沢 高徳君

塩田 博昭君

高橋 光男君

山崎真之輔君

石井 章君

山東 昭子君

小川 敏夫君

山口 俊一君

盛山 正仁君

青柳陽一郎君

田畑 裕明君

岡村 隆司君

小林 史武君

金子 真実君

大蔵 誠君

中内 康夫君

八坂 敬嗣君

加賀谷ちひろ君

伊藤 文靖君

三澤 康君

金澤 真志君

衆議院議員

議院運営委員長

議院運営委員長

代理 盛山 正仁君

代理 青柳陽一郎君

副大臣

総務副大臣

事務局長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国際部長

企画調整室長

本日の会議に付した案件

○地方財政審議会委員の任命同意に関する件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○元議員故矢田部理君に対する弔詞に関する件

○本会議における情報監視審査会の報告に関する件

○外国派遣議員の報告に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(福岡資麿君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、地方財政審議会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

副大臣の説明を求めます。総務副大臣田畑裕明君。

○副大臣(田畑裕明君) 地方財政審議会委員堀場勇夫君、植木利幸君、野坂雅一君、星野菜穂子君及び宗田友子君の五君は令和四年一月二十五日に任期満了となりますが、堀場勇夫君の後任として小西砂千夫君を、植木利幸君の後任として西野範彦君を任命することとし、野坂雅一君、星野菜穂子君及び宗田友子君を再任いたしましたので、総務省設置法第十二条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(福岡資麿君) ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、地方財政審議会委員のうち小西砂千夫君、西野範彦君、野坂雅一君及び宗田友子君の任命について同意することに賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(福岡資麿君) 多数と認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

次に、地方財政審議会委員のうち星野菜穂子君の任命について同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福岡資麿君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院議院運営委員長山口俊一君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員山口俊一君。

○衆議院議員(山口俊一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、令和四年一月一日から七月三十一日までの間、国会法第三十五条の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員の歳費の月額を、歳費法第一条に規定する歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とするものであります。

何とぞ、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(福岡資麿君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。今回の歳費法のことについて御質問させていただきたいと思っております。

歳費二割削減は当然だというふうにしておりません。で、今回、非常に大きな問題になったというか、国民からの関心というか注目を浴びたというか、やはり文書通信交通滞在費だと思っております。特に新人の方、在職一日で百万円の文書通信交通滞在費が支払われたということで大変注目を浴びて、そういったものがあるのかと知らなかった人も多く知ったというふうにも思います。

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

副大臣は御退席いただいて結構です。

○委員長(福岡資麿君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院議院運営委員長山口俊一君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員山口俊一君。

○衆議院議員(山口俊一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、令和四年一月一日から七月三十一日までの間、国会法第三十五条の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員の歳費の月額を、歳費法第一条に規定する歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とするものであります。

何とぞ、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(福岡資麿君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。今回の歳費法のことについて御質問させていただきたいと思っております。

歳費二割削減は当然だというふうにしておりません。で、今回、非常に大きな問題になったというか、国民からの関心というか注目を浴びたというか、やはり文書通信交通滞在費だと思っております。特に新人の方、在職一日で百万円の文書通信交通滞在費が支払われたということで大変注目を浴びて、そういったものがあるのかと知らなかった人も多く知ったというふうにも思います。

その中で、文通費というものが百万円あって、それが使途公開しなくてもいいというふうなことであります。これ歳費法の第九条に定められておるわけでありませうけれども、文書通信交通滞在費について、日割り支給への変更、それから使途公開への義務付け、未使用分の国庫返納、これを我々はやっぱり是非可能とするような法律に改正すべきというふうに考えております。

是非、この文通費、日割りは当然だということに思いますが、それはもう今回のことで明らかになりました。問題は、やはり国民からの税金でもって賄われているものでありますから、是非、使途公開をしていく、そして領収書を添付して使途公開していく、そして余った国庫に返還していく、これが当然だということに思いますが、この点について与野党の見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(盛山正仁君) お答えいたします。文書通信交通滞在費の支給につきまして日割り支給に改正することにつきましては、おおむね各党各会派の合意はできているのではないかと考えております。

その上で、御指摘の文書通信交通滞在費の使途公開その他の法改正につきましては、まだ各党各会派における議論の進捗、合意形成がなされておられませんので、早急なこの合意が望まれていると考えております。

○東徹君 各党各会派で合意形成がなされていないということですが、たしか私の記憶では、維新と国民民主党さん、そして立憲さんは、使途の公開それから返還、こういったことをやる法案を提出されておられます。ということは、ほかの政党の皆さんは、特に御党自民党なんかはどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(盛山正仁君) この法案は、衆議院の議院運営委員長提案の法案としてこちらに参っておりますので、議院運営委員長代理の立場では党としての見解を述べることがにはなじまないのではないかと考えております。

○東徹君 そうしましたら、各党各会派で合意形成ができていない、どのような合意形成ができていないということなのか、お伺いしたいと思います。

○衆議院議員(盛山正仁君) 現在、各党間でその話し合いが持たれているところであると承知しております。

○東徹君 大変残念な思いであります。あれだけ文書通信交通滞在費が本日に連日のようにメディアに取り上げられて、そしてこういったものはおかしいと、日割り支給も当然であります。使途公開しなくてもいいと、そして国会議員の第二の給料だと、しかも税金が掛からない所得だと、給料だということが言われておいて、今回、その改正に至らなかったということは大変残念だということに思います。

次に、野党第一党である立憲民主党さんにお伺いしたいと思います。文書通信交通滞在費に關して、日割り支給だけではなく、使途公開の義務付けと未使用分の国庫返納を可能にする法案を提出されておられます。

青柳議員は、たしか維新の党時代、使途公開もやっておられたのではないかなというふうに思っています。我々も、別に法律ができなくてもですね、できなくても、自分たちでできることはやりましょうということ、たしか二〇一四年だったと思いますが、我々もずっと当時から、この法改正ができなくても、文通費の使途公開、しかも領収書を付けて、何に使ったのかということを我々のホームページの方で全員分を毎月公表をさせていただいております。

是非、立憲民主党さん、今回の与野党間の合意がこれできないということですが、自ら使途公開を行うのかどうか、これ見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(青柳陽一郎君) 御案内のとおり、本日は歳費の二割削減法案の説明に来ておられて、これは御党も理事会派として共同提案している法律でございます。

御案内のとおり、我が党もこの文通費に関する

法案は提出しているところでございますが、本日は歳費二割削減の案の、私は盛山委員と同じように委員長代理として、立場でここに来ておりますので、党を代表して党の見解をここで述べる立場にはございませんので、御了承いただきたいというふうに思います。

○東徹君 この御答弁も大変残念な答弁だということに思います。

報道でも、今国会ではもう無理だと、次期通常国会でというふうなお話がありました。私は、本日に国会がちゃんと機能して、そしてこういった問題にもやっぱりきちんと対応して、改正すべきところは改正していく、そういったことをやっぱり国民に示していくことが非常に大事だということに思います。

二割削減だけではなくて、この歳費法の第九条にある文通費も同じように今回大きな問題となつて取り上げられたわけありますから、同じ歳費法を改正するのであれば、その歳費の二割削減と併せて、この文通費の日割り、そして使途公開、それから余った部分は返還する、そういったところまで是非改正がしていただきたかったというふうに思います。

二分ぐらい余りましたけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(福岡資麿君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○東徹君 私は、会派を代表して、衆議院議院運営委員会提案の歳費法改正案について、賛成であります。あえて討論をさせていただきます。

我が国では、十月以降、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えられているものの、新たな変異株の出現もあって、いまだ国民生活への影響が続いております。

そのような中で、国会議員の歳費二割削減を行うことは当然であります。来年一月の歳費から

適用になるため、今年の十一月そして十二月の二か月間が削減対象ではない、そして期末手当も含まれていないということも残念でなりません。

日本維新の会は、十一月そして十二月の歳費を二割削減し、そして期末手当も三割削減して寄附を行うことにいたしております。国民に寄り添う姿勢を示していくのであれば、各会派におかれてもその取扱いを是非御検討いただきたいと思っております。

そして、来年七月までに国難と言われている今の状況が改善していなければ、歳費削減の期間を延長すべきだということも申し添えさせていただきます。

また、歳費法に定められている文書通信交通滞在費の取扱いについて、今国会で与野党の合意に至っていないものは誠に残念でなりません。国民の国会議員に対する視線は非常に厳しくなっております。文通費も国民の税金からいただいている以上、使途公開と領収書の添付、これは当然であります。

我が会派は、二〇一四年から既に領収書を添付して使途公開するとともに、日割りと使途公開を義務付ける法案を六年間、十回提出してまいりました。しかし、ずっと無視をされ続けてまいりました。

これまでにはなかなか皆さんには賛同いただきませんでした。今回、文通費の在り方への、国民が注目し、多くの疑問が呈された以上、日割り支給や未使用分の返納も含めて、来年の通常国会で速やかに法律を改正するよう求めておきます。

さらに、委員長手当など、令和の時代に合わず、国民の理解を得られないものについても、速やかに廃止いただくようお願いいたします。

あわせて、参議院議員の歳費の自主返納について、いまだ八十名を超える議員が行っておりません。定数に伴う国民の負担を減らすために実施されているにもかかわらず、返納していない議員がいるため、これまでに一億九千万円もの返納額が不足しております。その分、国民の負担を増やしてしまっている現状は、附帯決議、当時の法案

の附帯決議、そしてまた自主返納法案、法律にも趣旨に合っておりません。

十二月九日の参議院本会議で立憲民主党の小西洋之議員は、ペーパーレスで二億円のコスト削減をしたことをもって自分たちが自主返納をしていないことを正当化する趣旨の発言をしておられました。しかしながら、ペーパーレスによるコスト削減は、我が会派を始めとして立憲以外の会派も主張しており、立憲会派だけの功績とすることは言い過ぎであります。また、毎月七万七千という返納額は定数三増によるコストを基に計算されたもので、ペーパーレスによる二億円削減とは関係ありません。

我が会派は、ペーパーレスだけでなく、委員長手当の廃止、公用車の削減など具体的なコスト削減案を提案しています。国民の税金で国会を運営している以上、ペーパーレスで二億円削減したから自主返納しなくていいのではなくて、自主返納した上であらゆるコスト削減を実現していくべきであります。納税者から見て納得できる税金の使用われ方が行われなくてはなりません。

今回の歳費法改正案について、歳費の二割削減だけが審議され可決されることは、全くもって国民の国会議員に対しての疑念を招いている文書通信交通滞在費が改正されなかったこと、これは非常に残念でなりません。六年間、十回も文通費の日割りと使途公開をこの議運委員会に提出してきた日本維新の会にとって痛恨の極みであります。

国会議員は、天下国家を語る前に、納税者から納得される税金の使い方を自ら示さなくてはなりません。国会議員は、国民から信頼を取り戻すためにも、文書通信交通滞在費の使途公開と、残金は返納する改正案を次期通常国会で成立されることを強く強く求めて、討論とさせていただきます。

○委員長(福岡資麿君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を願

います。

〔賛成者起立〕

○委員長(福岡資麿君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

提出者は御退席いただいて結構です。

○委員長(福岡資麿君) 次に、元議員故矢田部理君に対する弔詞に関する件を議題といたします。

事務総長の報告を求めます。

○事務総長(岡村隆司君) 矢田部理元参議院議員には、去る五日、逝去されました。謹んで御報告いたします。

本委員会の理事会におきましては、協議の結果、お手元にお配りしてございます案文の弔詞をささげることに決定いたしました次第でございます。

○委員長(福岡資麿君) 本件につきましては、ただいまの事務総長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡資麿君) 次に、本会議における情報監視審査会の報告に関する件を議題といたします。

去る十日、情報監視審査会会長から年次報告書が提出されました。

つきましては、本日の本会議において、情報監視審査会会長から情報監視審査会の調査及び審査の報告を聴取することにいたしました旨と存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

○委員長(福岡資麿君) 次に、外国派遣議員の報告に関する件を議題といたします。

国際会議への出席のため海外に派遣されました議員団から報告書が提出されました。

本報告書は、先例により、本委員会の会議録に掲載することといたしました旨と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡資麿君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岡村隆司君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、元議員矢田部理君逝去につき哀悼の件でございます。弔詞をささげることにつきましては、議長の有無をもちましてお諮りいたしました後、議長は弔詞を朗読されます。その際、一同御起立をお願いいたします。

次に、日程第一 国家公務員等の任命に関する件でございます。地方財政審議会委員五名の任命に関する同意についてお諮りいたします。採決は、お手元の資料のとおり四回に分けて行います。

次に、議案の緊急上程でございます。緊急上程議案につきましては、その都度、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもちましてお諮りいたします。

まず、令和三年度一般会計補正予算外一案を一括して議題とした後、予算委員長が報告されます。次いで、石垣のりこ君、こやり隆史君、田村まみ君、石井苗子君、山添拓君各々十分の討論の後、両案を一括して採決いたします。

次に、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金差押禁止法案について、内閣委員長が報告された後、採決いたします。

次に、地方交付税法及び特別会計法改正案につ

いて、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、特定高度情報通信技術活用システム開発供給促進法及び新エネルギー・産業技術総合開発機構法改正案について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会議員歳費法改正案について、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、情報監視審査会の調査及び審査の報告でございます。まず、報告を聴取することを異議の有無をもちましてお諮りいたしました後、情報監視審査会会長が報告されます。

なお、本日の国家公務員等の任命に関する件及び議案については、いずれも起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間十五分の見込みでございます。

○委員長(福岡資麿君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡資麿君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後四時五分、本鈴は午後四時十分でございます。

〔参照〕

午後三時五十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

地方財政審議会委員の任命同意に関する件
地方財政審議会委員
小西砂千夫君
西野 範彦君
野坂 雅一君
星野菜穂子君
宗田 友子君

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 歳費の二割減額

議長、副議長及び議員の歳費の月額とは、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とすること。
(附則第十九項関係)

二 施行期日

この法律は、令和四年一月一日から施行すること。

(改正法附則関係)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、令和四年一月一日から施行する。

理由

議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和四年七月三十一日までの間、二割削減することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 ○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)	
附則	改正案
附則	現行
議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。	
【新設】※第十九項	

(傍線部分は改正部分)

弔詞(案)

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽くされ 特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ さきに建設委員長 通信委員長等の重任にあたられました 元議員矢田部理君の長逝に對し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

十二月二十日(月)の議事予定

元議員矢田部理君逝去につき哀悼の件

弔詞議決

議長弔詞朗読

日程第一 国家公務員等の任命に関する件(同意)

地方財政審議会委員

小西砂千夫君

同

西野 範彦君

同

野坂 雅一君

同

星野菜穂子君

同

宗田 友子君

(緊急上程予定)

令和三年度一般会計補正予算(第1号)

令和三年度特別会計補正予算(特第1号)

討論 石垣のりこ君(立) 一〇分

こやり隆史君(自) 一〇分

田村 まみ君(民) 一〇分

石井 苗子君(維) 一〇分

山添 拓君(共) 一〇分

令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

情報監視審査会の調査及び審査の報告

報告 情報監視審査会会長 水落 敏榮君

第十三回女性議長会議及び第五回世界議長会議派遣参議院代表団報告書

同 行 参議院議長 山東 昭子

国際会議課 三澤 康

議長秘書 小川 明子

警護官 篠窪 有恒

田中 明

会議要員 国際会議課 西木戸一真

第十三回女性議長会議及び第五回世界議長会議は、二〇二一年九月六日(月)から八日(水)までの三日間、ウイーン(オーストリア)のオーストリアセンター・ウイーンにおいて開催され、我が国から山東昭子参議院議長が出席した。

両会議は、IPU(列国議会同盟)及びオーストリア議会の主催の下、二〇二〇年にウイーンにおいて開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により同年は日程を短縮した上でオンライン形式で開催し、本年、対面で会議を実施することになったものである。

以下、本報告書では、山東議長の活動に重点を置きつつ、今次会議の概要を報告する。

一、女性議長会議

女性議長会議は、「女性を中心にパンデミックとの対決から、ジェンダーに配慮した回復における成果の維持まで」をテーマに、約三十名の女性議長長の参加を得て、六日に開催された。

(一)開会セッション

開会セッションでは、今次女性議長会議議長であるトーネ・ウイヘルムセン・トロエン・ノルウェー国会議長による開会演説に続き、ヴォルフガング・ソボトカ・オーストリア国民議会議長及びドゥアルテ・パシエコIPU議長(ポルトガル議会議員)から挨拶があった。

(二)基調演説

開会セッションに引き続き、ガーダ・ファトヒ・ワリー国連ウイーン事務局長兼国連薬物・犯罪事務所(UNODC)事務局長による基調演説が行われた。

(三)セッション

セッション一では、「パンデミック時における女性・日常の英雄たちに対する賛辞」をテーマとした各国女性議長等による演説が行われた。

(四)セッション二

セッション二では、「ポスト・パンデミックの回復における女性・成果を維持し、進展を促す」をテーマとした各国女性議長等による演説が行われた。

山東議長は、「女性を経済的にエンパワーメントすることを目的とした法律、政策及び資源配分はポスト・パンデミックの世界経済の回復の達成に資する」という提案に賛成の立場から発言を行った。山東議長は冒頭、東京オリンピック・パラリンピックに選手団を派遣した全ての国に謝意を表した後、女性が新型コロナウイルス感染症による経済危機の影響を最も強く受けていることを指摘し、我が国でも女性支援のための政策が掲げられているものの、平時におけるジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことから、今般の危機はこれまで隠れていた構造的な問題に対応する好機であると述べた。また、旧来の男

女観・固定的な性別役割分担を見直し、女性のエンパワーメントに関する立法・政策立案を進めることが、ポスト・パンデミックにおいて国が成長を遂げる鍵となると発言した。さらに、山東議長は参加者間の討論においても発言を行い、女性経営者が融資を受けにくい現状に懸念を示すとともに、金融機関における意識改革の必要性に言及した。

(五)閉会セッション

閉会セッションでは、冒頭、タンジラ・ナルバーエヴァ・ウズベキスタン最高議会上院議長によるビデオメッセージが上映され、各国女性議長に対し、二〇二二年にウズベキスタンで開催予定の第十四回女性議長会議への招待があった。次いで、ウイヘルムセン・トロエン女性議長会議議長より今次女性議長会議の総括がなされ、女性議長会議での議論は、翌日から開催される第五回世界議長会議における議論に貢献するため報告される旨の発言があった。続いて、ハラルド・ドッ

シ・オーストリア議会議務総長及びマーティン・チュンゴングIPU事務総長から挨拶があり、今次女性議長会議は閉会した。

二、世界議長会議

世界議長会議は、「人間及び地球に平和及び持続可能な開発をもたらす、より実効的な多国間主義のための議会のリーダーシップ」をテーマに、約百名の議長長の参加を得て、七日及び八日に開催された。

(一)閉会セッション

七日午前、世界議長会議の開会セッションが行われた。開会セッションでは、冒頭、チュンゴングIPU事務総長、ベーター・ラッグル・オーストリア連邦参議院議長及びソボトカ・オーストリア国民議会議長から挨拶があった。次に、オーストリア学生連盟会長のアレクサンドラ・ボセック氏及びウイヘルムセン・トロエン女性議長会議議長より発言があった後、パシエコIPU議長による開会挨拶が行われた。また、パシエコIPU議長は「パンデミックにより、新型コロナウイルス感染症の犠牲者に対する黙禱が行われた。次いで、気候変動に取り組む若手活動家のシエ・バステイダ氏によるビデオメッセージの上映及びヴァレリー・マツソンデルモット気候変動に関する政府間パネル(IPCC)作業部会共同議長による気候変動に関する報告が行われた後、アブドゥラ・シャーヒド第七十六回国連総会議長による発言及びアントニオ・グテレス国連事務総長によるビデオメッセージの上映があった。最後に、特別ゲストであるフオージア・クワイ元アフガニスタン国会副議長・女性の権利活動家より、アフガニスタンの現状に関する演説が行われた後、パシエコIPU議長が今次世界議長会議の開会を宣言した。

(二)人間及び地球に平和及び持続可能な開発をもたらす、より実効的な多国間主義のための議会のリーダーシップに関する一般討論

一般討論は七日及び八日に行われ、山東議長は、七日午後のセッションにおいて演説を行った。

た。

山東議長は、「多国間主義が人々のために発揮すべき能力は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに対する世界的な取組によって試されている」という提案に賛成の立場から発言を行った。山東議長は、今ほど「多国間主義」を通じて、人と人、そして国と国との結束を強化する重要性を強調すべき時はないと述べた上で、COVAXファシリテイにより、百二十を超える国・地域にワクチンが届けられたことは、国際社会が団結して取り組んだ成果であり、日本もCOVAXへの拠出を通じて多国間主義に基づく取組を推進していると言った。さらに、パンデミックが次世代を担う子供たちの教育にも深刻な影響を及ぼしていることに懸念を示し、子供たちが必要な教育を確実に受け、一人一人がその力を最大限に発揮できる社会の構築を目指していく決意を表明した。最後に、山東議長はパンデミックの危機の中でも多国間主義が有する機能・能力は色あせておらず、孤立より協調、対立より連帯こそが求められていることを訴えた。

(三) パネルディスカッション

山東議長は、七日午後のパネルディスカッション「ポスト・パンデミックの回復…気候変動と闘い、持続可能な開発を促進するための経済転換」に出席し、演説を行った。

山東議長は、衆参両院で二〇二〇年に採択された気候非常事態宣言決議及び二〇五〇年までにカーボンニュートラルを目指すという日本の目標を紹介した上で、気候変動への対応は成長の機会と捉えるべきであり、ポスト・パンデミックの回復局面に向けて、温室効果ガスの排出抑制につながるイノベーションを後押しすることが重要であると発言した。また、イノベーションはコンピュータではなく人間が生み出すものであることから、この時代に必要とされる人材育成のための子供たちの教育の重要性及びそのための議会人の役割について言及した。最後に、議会の内外において未来を守るために何をすべきかを国民に問いかけ、国民と共に行動することを各国議長に對

し呼びかけた。

(四) 閉会セッション

八日午後、閉会セッションが行われ、パネLDISカッションにおける議論の報告を聴取した後、世界議長会議準備委員会委員であるベアトリス・アルヒモン・ウルグアイ上院議長が同準備委員会を代表してハイレベル宣言の趣旨説明を行い、同宣言が採択された。ハイレベル宣言は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックからの回復に向けた取組における、議会間の国際的な連帯及び協力の重要性を強調したものであり、こうした取組は、法の支配、民主主義の原則及び普遍的な人権を守るものでなければならず、また、回復は包摂的で持続可能で環境に優しく、気候危機への革新的な解決策を取り入れなければならない等の内容となっている。なお、パシエコIPU議長より、採択宣言は国連総会議長に提出される旨報告があり、ワリー国連ウィーン事務局長兼UNODC事務局長より同宣言を歓迎する旨の発言があった。最後に、セバステイアン・クルツ・オーストリア首相、ラッグル・オーストリア連邦参議院議長、ソボトカ・オーストリア国民議会議長及びパシエコIPU議長より挨拶があり、今次世界議長会議は閉会した。

三、その他

山東議長は、会議期間中、ヴォン・ディン・フエ・ベトナム国会議長、ゴンボジャブ・ザンダンシャタル・モンゴル国家大会議議長、サヒバ・ガファロヴァ・アゼルバイジャン議会議長、トーマシュ・グロツキ・ポーランド上院議長、ラッグル・オーストリア連邦参議院議長、パシエコIPU議長及びヴァレンチナ・マトヴィエンコ・ロシア連邦院議長と懇談を行った。

十二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、令和四年一月一日から施行する。